公　告

令和７年 12 月１日
滋賀県職員生活協同組合
理事長　東郷　寛彦

住所不明組合員のみなし自由脱退手続きについて

滋賀県職員生活協同組合定款第 10 条第２項、第３項および第４項の規定に基づき、下記のとおり「みなし自由脱退者」の公告を行います。

記

１．「みなし自由脱退」について
組合員が１年以上組合の事業を利用されておらず、住所が不明または通知書等が所在不明により送達できない場合において、組合員が定款第９条に定める住所の変更届を２年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなします。その後、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりに当該組合員は脱退となります。

２．今回対象となる組合員
上記１に該当する組合員で対象者名簿に登載された組合員です。

３．公告期間
令和７年 12 月１日から令和８年２月 28 日まで

４．住所連絡のお願い
該当すると思われる方は、すみやかに当組合本部事務局へお申し出ください。
なお、公告期間中は、対象者の名簿を当組合本部事務局に据え置きます。名簿の閲覧は、当該組合員ご本人に限ります。公告期間中に住所の確認が取れた組合員は、「みなし自由脱退対象者」から除外します。

５．公告後の処理
令和８年２月 28 日までに申し出のなかった対象者を「みなし自由脱退者」として、定款第 10 条第２項により、理事会での承認に基づき脱退処理を行います。当該組合員は、当該事業年度の終わりに脱退となります。また、その結果については次の総代会において報告します。

６．脱退処理後について
脱退処理を行った事業年度以降は組合員資格を喪失します。ただし、２年間は出資金をお預かりしておりますので、お申し出いただければ出資金を返還いたします。

７．お問い合わせ先
〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目１番１号　滋賀県庁　新館１階
滋賀県職員生活協同組合　本部事務局　電話 077-528-3169
（営業時間 8 時 30 分～17 時 15 分）